

# 羽村市バスケットボール連盟規約

制定	昭和62年	4月	1日
改訂	平成7年	9月	3日
f年度	"	平成9月	2月23日
	"	平成10月	3月8日
	"	平成11月	2月21日
	"	平成13年	2月25日
	"	平成14年	3月12日
	"	平成16年	3月28日
	"	平成21年	8月2日
	"	平成22年	8月1日

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本連盟は羽村市バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）と称する

### 第2条 事務局

本連盟の事務局を役員増子宅に置く  
羽村市羽中4-6-6

### 第3条 目的

本連盟は、羽村市のアマチュアバスケットボール競技の健全な普及および技術の向上並びに加盟チームの相互の親睦を図ることを目的とする

### 第4条 事業

本連盟は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う

- (1) 本連盟公式戦開催
- (2) 羽村市総合体育大会の開催
- (3) 羽村市または教育委員会、市体育協会の主催する行事等に協力・参加する
- (4) 羽村市、及び本連盟主催以外の公式戦へのチーム派遣
- (5) 青少年の健全な育成等、幅広く周辺の拡大に努める
- (6) その他、目的を達成する為に必要な事業

## 第2章 会員

### 第5条 会員資格

羽村市在勤、在住、在学、または本連盟の認めたバスケットボール愛好者をであること

### 第6条 加盟

- 本連盟へはチーム単位で加盟するものとする
- 同一団体で複数チームを登録する場合もそれぞれを1チームとして登録する
- 加盟を希望するチームは、毎会計年度毎に、チーム名、代表者、帯同審判および競技者の氏名、住所を登録し、登録費を納めなければならない

### 第7条 登録費

新規登録費 ¥5,000 継続登録費 ¥1,000 とする

### 第8条 登録の有効期間

- 毎年始めの総会を登録開始とし、有効期間は1年とする
- 非登録期間は2年まで継続登録を有効とし、3年目の期始に登録が無い場合の再加盟は、新規登録とする

第9条 継続登録は、途中大会に参加しない場合も、原則として年度初めに更新を行う義務

会員は本規約第4条に規定する事業に積極的に参加する  
会員はスポーツマンシップに則って行動する義務を負う  
会員は自ら利用する設備、用具の整備をする義務を負う

**整備とは**

ホールの設営、片付け、モップがけ、清掃、安全点検等

第10条 罰則

会員は次に該当する場合、理事会の承認を経て会長より罰則が与えられる

- 本連盟の会員として本規約に違反したとき
- 本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき

**罰則とは**

1年間の大会出場停止、除名等

第11条 抛出金等の不返還

既に納入した登録費、大会参加費等、抛出した金品は返還しない

第3章 役員

第12条 本連盟には以下の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 若干名

第13条 役員を選任

- 1 理事、監事は総会において会員の中から選任する
- 2 会長、副会長、会計、理事長、副理事長は理事の互選によって就任する
- 3 前条の(1)～(4)の役員は各々の親族及び利害関係者が含まれてはならない

第14条 役員職務

- 1 会長は本連盟の代表者とする
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行出来ない場合、それを代行する
- 3 会計は以下の業務を執行する
  1. 本連盟の会計を担当し、本規約及び内規に定められた通りに処理し、関係帳簿、銀行預金通帳、現金ならびに領収書はいつでも公開出来る状態にしておくこと
  2. 期末の決算書ならびに期初の予算書を作成し、会長に提出すること
- 4 監事は以下の業務を執行し、監査結果は通常総会開催時に報告する
  1. 会計監査
  2. 理事会業務執行状況の監査
  3. 本連盟の財産状況の監査
- 5 理事会の業務は以下の通りとする
  1. 理事会は、会長、副会長、会計、監事、理事で構成し組織する
  2. 理事会は本連盟の総会に提案する事項を決議する
  3. 理事会は本連盟の総会の権限に属さない事項を決議し、これを執行する

第15条 役員任期

- 1 役員任期は1年とし、再任は妨げない。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間と

- する
- 2 役員は正当な理由がある場合は理事会の承認を得て辞任することが出来る
  - 3 役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うこととする
- 第16条 役員欠員補充
- 選任された役員が任期途中でやむを得ず退任する場合は以下の通りとする
- 1 会長においては本規約の第13条の2項の規定を適用する
  - 2 理事、監事の補欠を必要とする場合は、理事会で選任し、当該期の業務の執行をさせることとする。また会長は来る総会でこの報告をする
  - 3 副会長、会計の補欠を必要とする場合は会長が選任し、理事会承認の下、残任期間の職務を遂行させる
- 第17条 解任
- 1 役員が以下の各号の一つに該当する場合は、総会の議決によりこれを解任することが出来る
    1. 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められたとき
    2. 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき
    3. 法令違反で逮捕、告訴、処分等がなされ、または本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない
- 第18条 報酬等
- 1 役員に対する支出は当該事業にかかった実費(交通費、会費、弁当代等)の範囲内にとどめる。この場合は原則として領収書を徴収する
  - 2 会員の指導に対する月謝、指導料、またはこれに類する報酬はいっさい支払わないものとする
  - 3 外部講師、外部指導者を本連盟の総意のもとで招き、その報酬を支払う場合はこの限りではない。但し、その謝礼金等は社会通念上妥当な金額とする
  - 4 日本体育協会、東京都体育協会、羽村市体育協会により公認された指導者で、指導料の支払いが公認されている場合は除く

#### 第4章 総会

第19条 総会は、加盟チーム毎1名の代表からなる。代表者は役員との兼任でもかまわない

第20条 総会は次の事項を議決する

- (1) 重要な事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員選出・推薦・承認または解任
- (4) その他、本連盟の基本的事項

第21条 本連盟の役員選出、事業計画、及びこれに伴う予算に関する書類は、毎年会計年度開始前に総会での過半数の議決を得なければならない

第22条 本連盟の事業報告、及びこれに伴う決算に関する書類は、毎年会計年度終了後に総会での過半数の議決を得なければならない

#### 第5章 理事会

第23条 理事会は理事によって構成され、理事長または副理事長が必要と認めた時、開催することが出来、本連盟運営上必要な事項を決定する

第24条 理事会での決定事項は、会長及び副会長の承認を持って理事会起案とし、これを総会にかけることが出来る

第25条 会長、副会長及び理事会は〔第4条〕に対し、必要に応じて人員もしくはチーム派遣を

代表者に依頼出来る

第26条 本連盟公式戦の日程、競技要項、及び試合方法の決定は理事会によって行い、各チームの代表者に連絡する

## 第6章 運営

第27条 本連盟の公式戦及びその他の公式戦の運営は競技要綱に基づいて行う

## 第7章 会計

第28条 本連盟の事業計画及び会計年度は原則として、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わりとする。ただし春季大会が年度を跨ぐ場合は、翌年度の会計とする

附 則 この規約は平成22年8月1日から実施する